

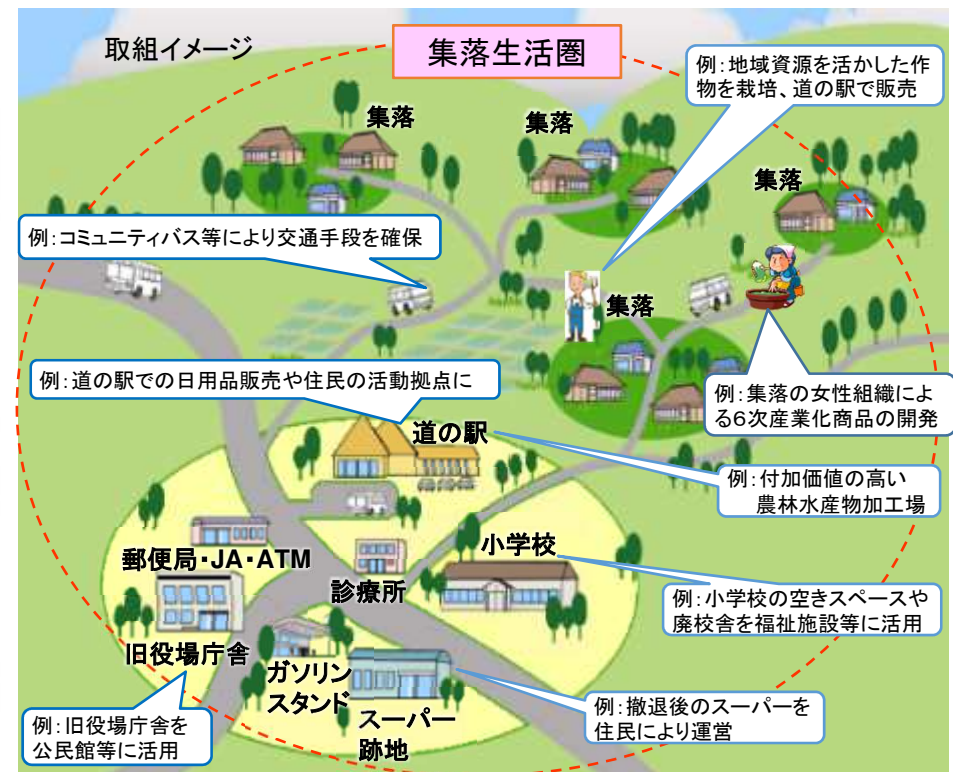
令和元年度「小さな拠点」づくり
ブロック別会議

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する取組

令和2年2月
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。
- 2024年度までに小さな拠点を全国で1,800箇所(2019年度:1,181箇所)形成し、うち地域運営組織が形成されている比率を90%(2019年度:86%)とすることを目指す。



中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

1. 第2期「総合戦略」 <地方創生の目指すべき将来>

<課題>

人口減少

東京圏への
一極集中

- 地方において地域社会の担い手が減少し、地域経済が縮小。更に、人口減少を加速させ負の連鎖に。
- 「まち」の機能が低下し、地域の魅力・活力が損なわれ、生活サービスの維持が困難に。



- 首都直下地震などの巨大災害による被害が大きなものに。

<地方創生の目指すべき将来>

⇒『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現』と、『「東京圏への一極集中」の是正』を共に目指す。

将来にわたって「活力ある地域社会」の実現

人口減少を和らげる

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

魅力を育み、ひとが集う

地域の外から稼ぐ力を
高めるとともに、
地域内経済循環を実現する

人口減少に適応した
地域をつくる

「東京圏への一極集中」の是正

1. 東京一極集中の是正に向けた取組の強化

①地方への移住・定着の促進



②地方とのつながりを強化

- ・ 関係人口の創出・拡大
- ・ 企業版ふるさと納税の拡充

地方移住の裾野を拡大

2. まち・ひと・しごと創生の横断的な目標に基づく施策の推進

①多様な人材の活躍を推進する

- ・ 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進 等

②新しい時代の流れを力にする

- ・ 地域におけるSociety 5.0の推進 等

4. 第2期「総合戦略」 <第2期「総合戦略」の政策体系>

目指すべき将来

将来にわたって
「活力ある地域社会」
の実現

人口減少を和らげる

結婚・出産・子育て
の希望をかなえる

◆ 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると考える人の割合、50%

魅力を育み、
ひとが集う

○ 地方に住みたい希望の実現

地域の外から稼ぐ力を
高めるとともに、
地域内経済循環を実現する

人口減少に適応した
地域をつくる

「東京圏への一極集中」
の是正

◆ 地方・東京圏の転出入均衡

基本目標

主な施策の方向性

横断的な目標

1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

○ 地域の特性に応じた、生産性が高く、
稼ぐ地域の実現

◆ 地方における若者を含めた就業者増加数
100万人（2019年～2024年）

○ 安心して働ける環境の実現

◆ 若い世代（15～34歳）の正規雇用労働者等の割合
全ての世代と同水準を維持

○ 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化
○ 専門人材の確保・育成

○ 働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

○ 地方への移住・定着の推進

◆ UIターンによる起業・就業者数、6万人（2019年～2024年）等

○ 地方移住の推進
○ 若者の修学・就業による地方への定着の推進

○ 地方とのつながりの構築

◆ 「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数
1,000団体

○ 関係人口の創出・拡大
○ 地方への資金の流れの創出・拡大

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

◆ 第1子出産前後の女性継続就業率、70%（2025年）等

○ 結婚・出産・子育ての支援
○ 仕事と子育ての両立

○ 地域の実情に応じた取組の推進

4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

○ 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

◆ 市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める割合が増加している市町村数、評価対象都市の2/3

○ 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
・魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）
○ 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

○ 安心して暮らすことができるまちづくり

多様な人材の活躍を推進する

○ 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
○ 誰もが活躍する地域社会の推進

◆ 地域再生法等に基づき指定されている
NPO法人等の数 150 団体
◆ 女性の就業率、82 % 等

新しい時代の流れを力にする

○ 地域における Society 5.0 の推進

◆ 未来技術を活用し地域課題を解決・改善した地方公共団体の数及びその課題解決・改善事例数、600 団体・600 件
○ 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり
◆ SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合、60 %

◆: KPIの項目、目標値及び目標年度(目標年度の記載のない項目の目標年度は2024年度)

【基本目標4】ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

4-1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

(1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

②魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）

地域住民自らによる主体的な地域の将来プランを策定し、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行う組織である地域運営組織の形成を促すとともに、各種生活サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワークが確保された拠点である「小さな拠点」の形成を促進する。その際、「小さな拠点」や地域運営組織の形成を進めるに当たっては、人口減少や高齢化を踏まえ、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワーク機能の強化、郵便局や農業協同組合など地域内外の多様な組織との連携を促進するとともに、関係人口の創出・拡大の取組と連携するなど、総合的かつ分野横断的な展開を図る。

【重要業績評価指標】

■ 「小さな拠点」の形成数：1,800箇所（2024年度）

■ 「小さな拠点」の形成数に対する地域運営組織が形成されている比率 90%（2024年度）

【横断的な目標1】多様な人材の活躍を推進する

横1-1 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

(3) 地域コミュニティの維持・強化

地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織の活動を支援する。

【重要業績評価指標】

■住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：7,000団体（2024年度）

■生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に

取り組む地域運営組織の割合：60%（2024年度）

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 政策パッケージ（抜粋） P65

【基本目標4】ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

4-1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

(1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

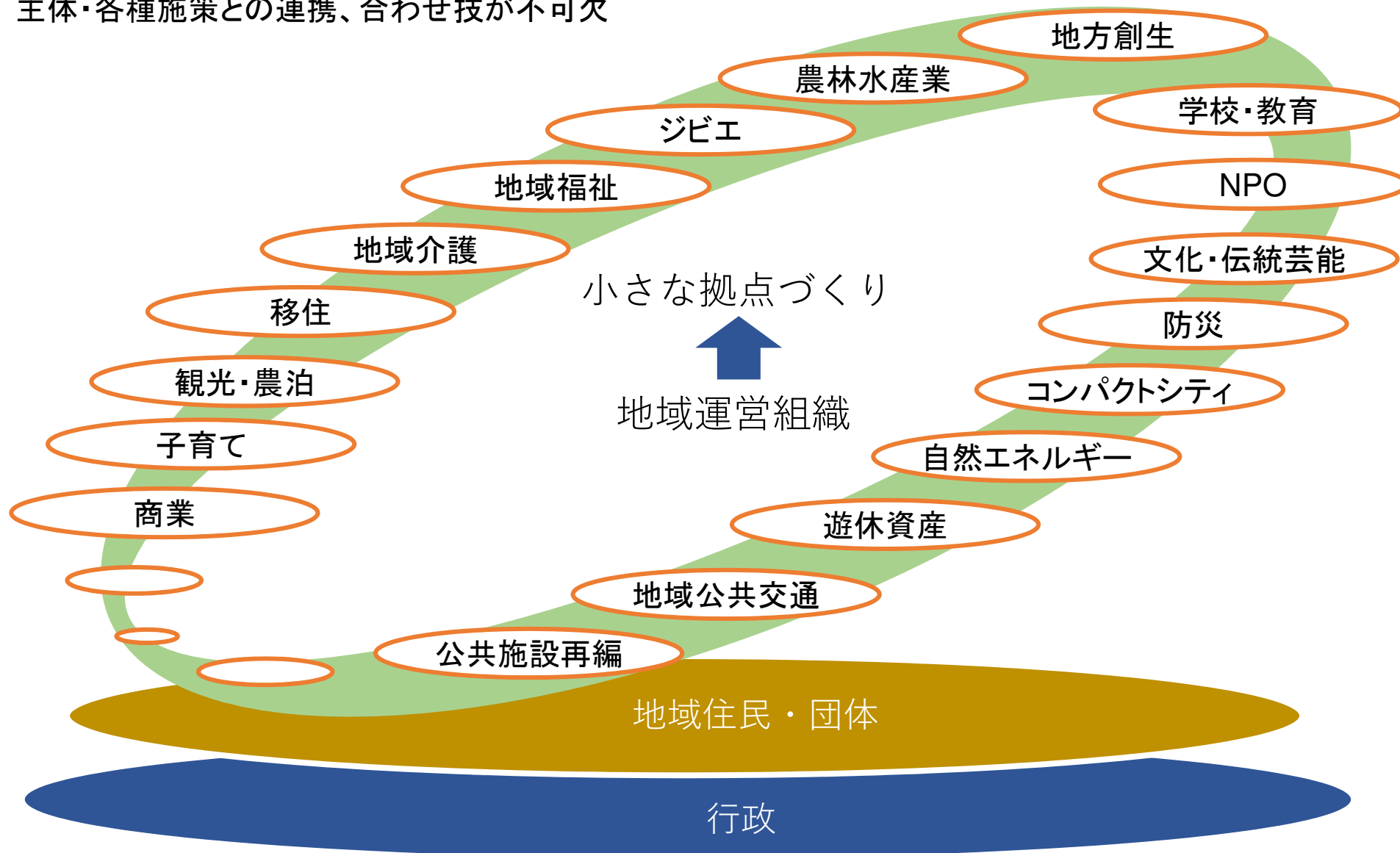
②魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）

i 「小さな拠点」の形成の推進

- (a) 「小さな拠点」について、「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告（2016年12月13日取りまとめ）を踏まえ、更なる形成拡大と質的向上を目指し、事例集やポータルサイトの活用をはじめ、全国フォーラム、ブロック別研修会の開催等により総合的に支援していく。また、取組を進めるに当たっては、有識者からの意見を聴取し、適切なフォローアップを行う。
（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局）
- (b) 地域の特性を活かした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、安定的な石油製品の供給システムの確立の推進、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入等による「地域循環共生圏」の創造、関係人口の創出・拡大など多機能型、分野横断的な取組を進めるとともに、農業協同組合、郵便局など地域内外の多様な組織との連携を推進する。
（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、経済産業省資源エネルギー庁石油流通課、環境省大臣官房環境計画課、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課）
- (c) 高齢者の生活サービスの維持・確保のため、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発など、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく市町村が行う地域支援事業との連携を推進する。
（厚生労働省老健局振興課）
- (d) 過疎地域をはじめとした条件不利地域において、集落ネットワーク圏（「小さな拠点」）の形成に向けて住民の暮らしを支える生活支援の取組や、なりわいを創出する活動を支援する。
（総務省自治行政局過疎対策室）
- (e) 人口減少・高齢化が進む都市計画区域外の地域において、周辺地域とネットワークで結ぶ基幹地域に、複数の生活サービスや地域活動の場の集約化を進めるモデル的な「小さな拠点」事業の効率的な実施を推進するため、既存施設を活用した生活機能の集約に係る改修等を支援する。
（国土交通省国土政策局地方振興課、総合政策局地域交通課、海事局内航課）
- (f) あまねく全国に拠点が存在する郵便局の強みを活かし、地方公共団体等と連携した住民サービスの提供やICTを活用した地域課題の解決のための郵便局の取組を支援するとともに、成功事例の全国展開を推進する。
（総務省情報流通行政局郵政行政部企画課）
- (g) 地域運営組織の形成及び持続的な運営や地域での雇用創出に向けて「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対する所得税の特例措置の活用促進等により、地域運営組織の資金調達力の向上を図る。
（内閣府地方創生推進事務局）

各種施策との連携

小さな拠点・地域運営組織の形成にあたっては、限られた人材・資金で、地域の課題解決のため、多様な主体・各種施策との連携、合わせ技が不可欠



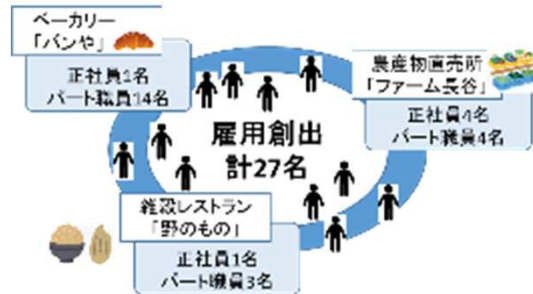
小さな拠点・地域運営組織の形成による効果例

① 雇用創出・所得向上

(地域産品を活用した小売販売や農家レストランの運営により、地域の稼ぐ力が向上)

長野県伊那市ひじ非持地区の例

- ベーカリーや農産物直売所、レストランが整備された拠点を運営
- ベーカリーで15名、農産物直売所で8名、レストランで4名の**計27名の地域住民を雇用**



② 生活利便性の維持・向上

(食料品店やガソリンスタンド等、日常生活に不可欠な施設を維持)

高知県四万十市大宮地区(株式会社大宮産業)の例

- 地区内の食料品店とガソリンスタンドが併設されたJA出張所が廃止となったことから、住民が出資して株式会社を設立。施設を引き継ぎ、運営
- 片道15~20km(30分~40分)離れた市街地まで移動する時間を短縮し**生活利便性を維持**するとともに、地区からの人口流出を抑制

ガソリンスタンド・食料品店の確保



人口流出を抑制
離農を抑制

片道15~20km短縮
片道30~40分短縮

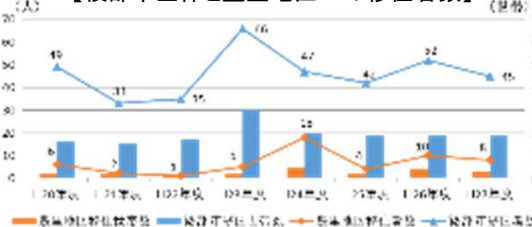
③ 移住促進

(移住者の受け入れ・あっせんを行い、移住者が増加)

京都府綾部市豊里地区(NPO法人里山ねっと・あやべ)の例

- 里山体験や農業体験を通じて地域の魅力を発信。交流人口を増やし、地域のファンを確保
- NPO法人のある豊里地区では、**平成20年度から平成27年度の間に54人が移住**

【綾部市全体と豊里地区への移住者数】

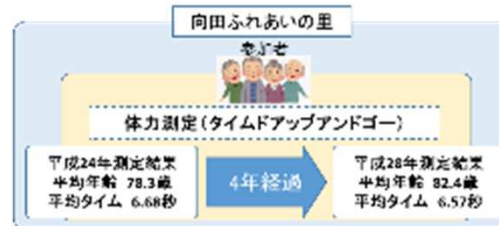


④ 高齢者の体力維持(医療費削減)

(体力測定や体操教室を実施し、高齢者の体力が維持・向上)

栃木県那須烏山市向田地区(向田ふれあいの里)の例

- 廃校となった小学校を拠点に、高齢者向けの体操教室や交流サロン、体力測定を実施
- 同一参加者10名の平成24年と平成28年の体力測定結果を比較すると、**平均年齢が上昇したにもかかわらず、数値が向上**



⑤ 行政コストの削減

(行政の窓口業務を受託し、支所機能の維持と行政コストの削減)

兵庫県神河町長谷地区(株式会社長谷)の例

- JAの売店、ガソリンスタンドの撤退を機に、長谷地区の全世帯が出資して株式会社を設立。JAから施設を引き継ぎ、食料品店やガソリンスタンドを運営
- 神河町から住民票発行等の窓口業務を受託し、**年間390万円程度の行政コスト削減**に寄与

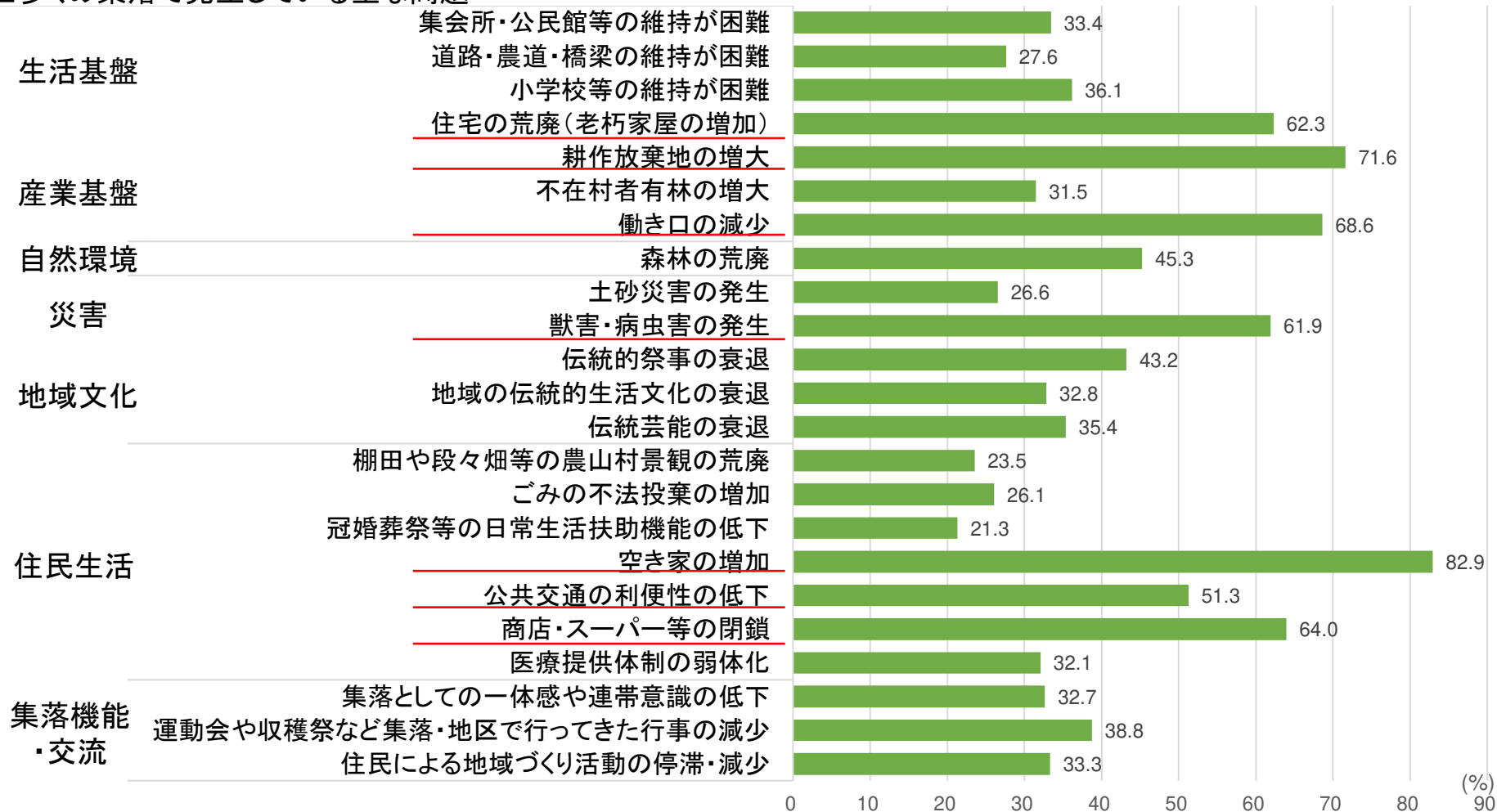


⇒ 各事例の詳細は、小さな拠点情報サイト(http://www.cao.go.jp/regional_management/about/kouka/index.html)で公開中

コミュニティ機能が低下し、様々な問題が拡大

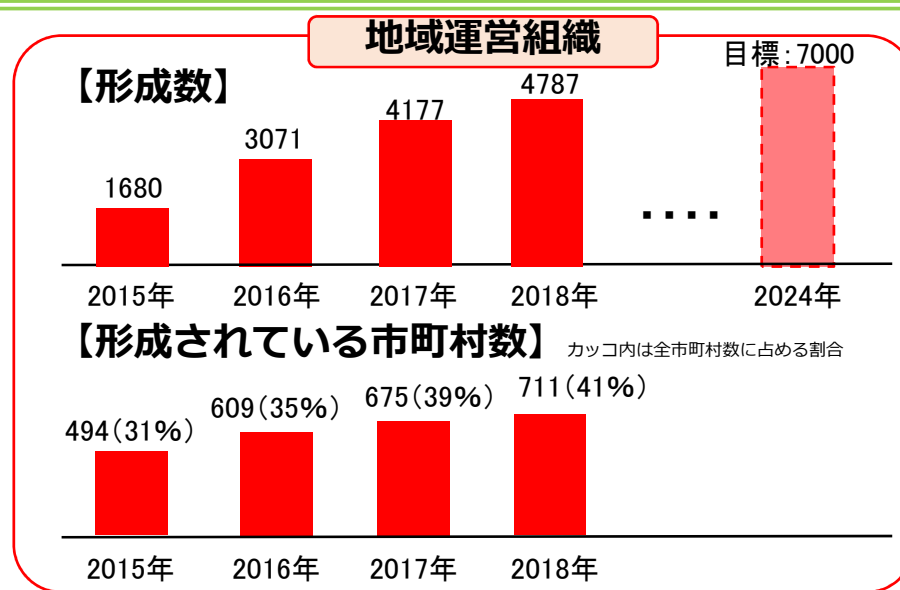
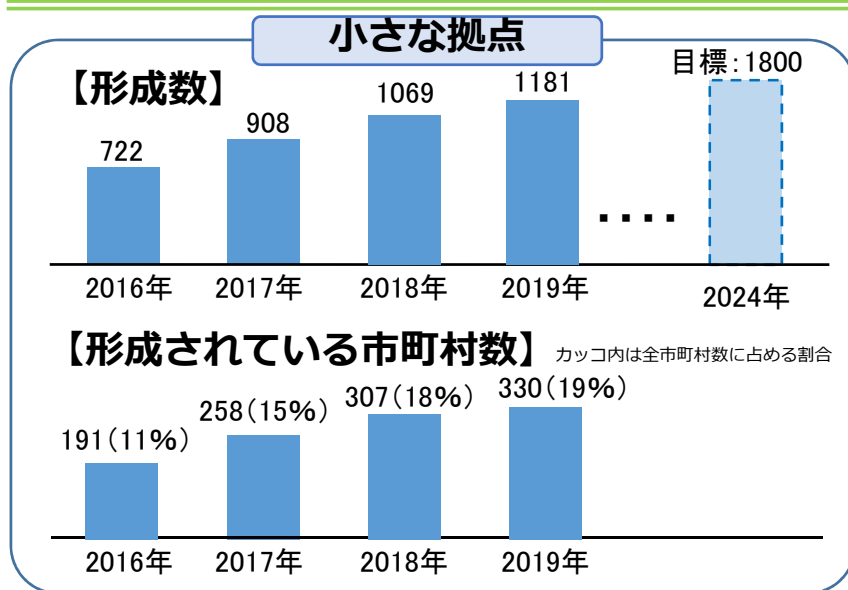
○ 集落の小規模・高齢化が進むにつれ、集落での生活や生産活動、さらには、従来から行われてきたコミュニティの共同活動の継続が困難な状況が拡大してきている。

■ 多くの集落で発生している主な問題



出典:「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」(平成28年3月国土交通省) http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03_hh_000095.html

全国における小さな拠点・地域運営組織の形成状況



		過疎関係市町村※(817)	非過疎市町村(924)	合計(1,741)
小さな拠点	市町村数	239 (過疎関係市町村の29%)	91 (非過疎市町村の10%)	330 (全市町村の19%)
	形成数	937	244	1,181
地域運営組織	市町村数	352 (過疎関係市町村の43%)	359 (非過疎市町村の38%)	711 (全市町村の40%)
	形成数	2,289	2,498	4,787

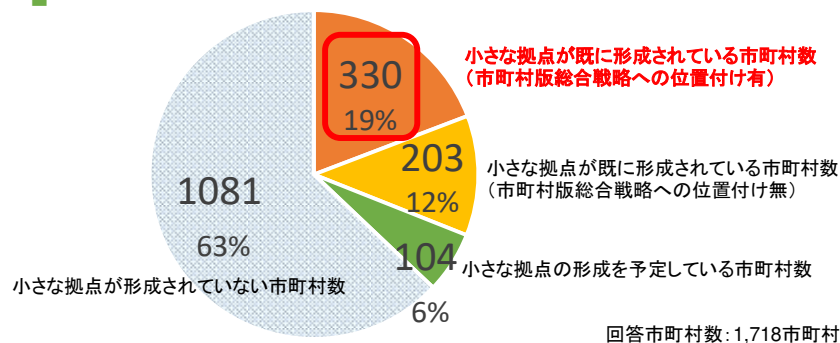
※過疎関係市町村…過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項(全域過疎)、第33条第2項(一部過疎)、第33条第1項(みなし過疎)で規定された市町村(平成29年4月時点)

出典: 令和元年度～平成28年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(内閣府地方創生推進事務局)、
 平成30年度～平成28年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(総務省地域力創造グループ地域振興室)
 暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書(平成28年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)、過疎地域市町村等一覧(平成29年4月1現在)(総務省HP)
 を基に内閣官房作成

小さな拠点づくりに関する実態（内閣府調査）

- 回答のあった市町村のうち、約31%にあたる533市町村において小さな拠点が形成
- そのうち、市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村は330市町村（約19%）あり、**全国で1,181箇所**（2018年度：1,069箇所）の小さな拠点が形成
- 1,181箇所のうち、86%の箇所で地域運営組織が形成され、地域の課題解決に取り組む

小さな拠点の現況



小さな拠点における地域運営組織の現況

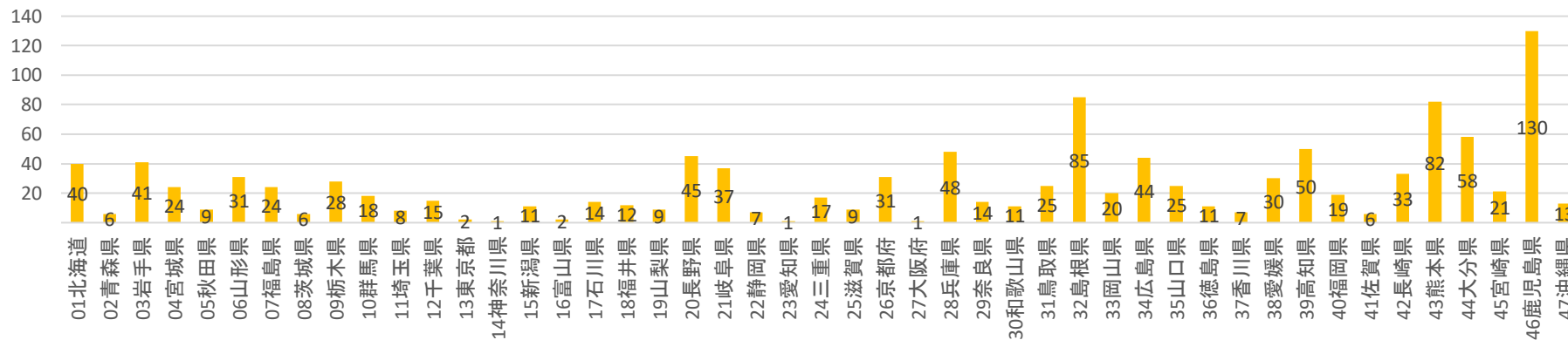
(市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,181箇所について集計)

地域運営組織の有無



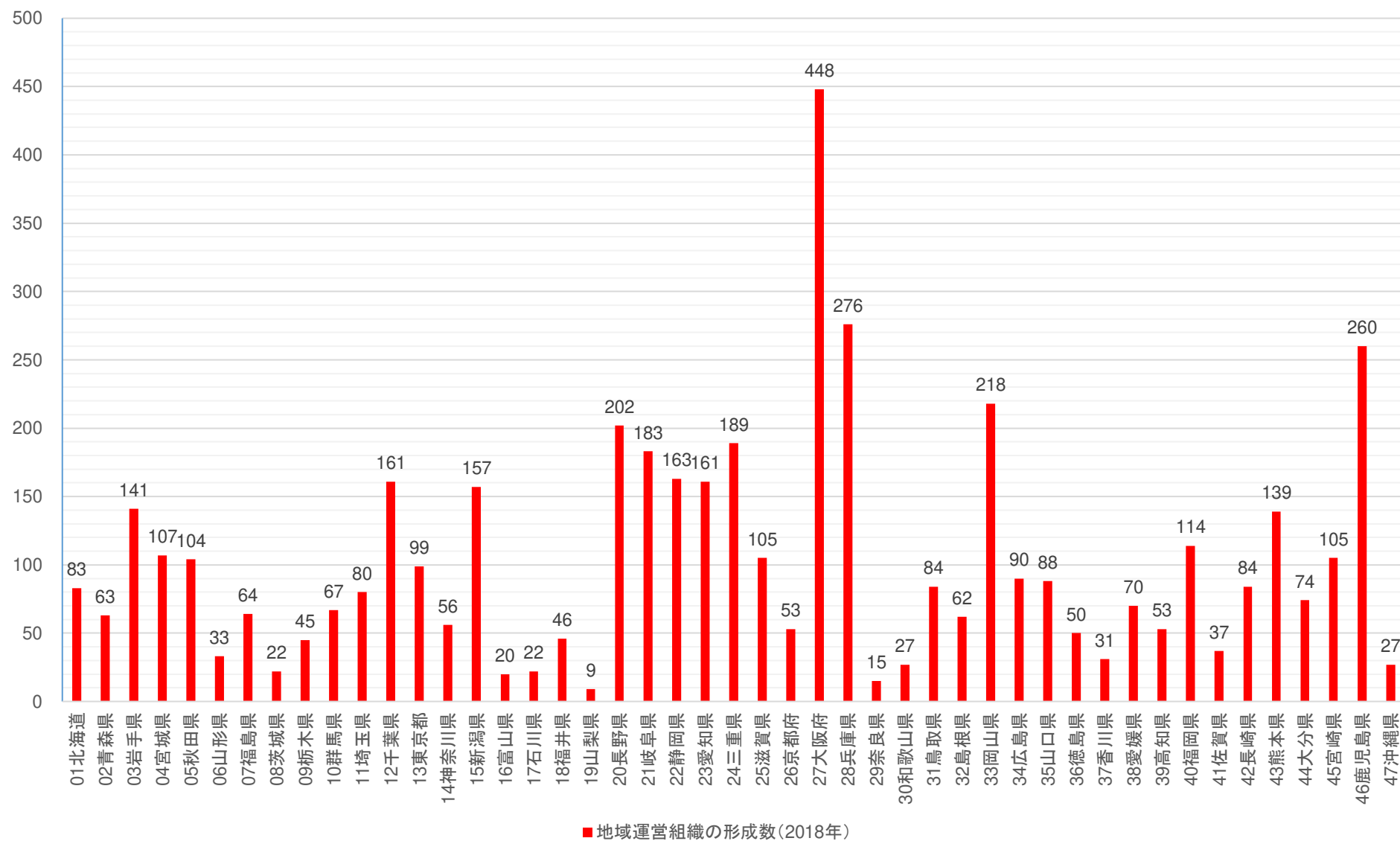
都道府県別の小さな拠点の形成状況

(市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,181箇所の内訳)



出典: 内閣府「令和元年度小さな拠点の形成に関する実態調査」(令和元年9月) https://www.cao.go.jp/regional_management/about/chousa/2019/index.html

都道府県別 地域運営組織の形成数



出典：地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(平成31年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)を基に内閣官房作成

集落機能の維持状況

- 機能が良好に維持されている集落は78.5%(4万9,607集落)であり、前回調査より割合が減少している。
- 機能低下している集落の割合は17.1%(1万810集落)となっており、前回調査よりやや増えている。また、機能維持が困難な集落の割合は、4.1%(2,616集落)となっており、前回調査とほぼ同じである。
- 前回調査の結果と比較すると、良好に維持されている集落の割合がすべてのブロックで減少しているが、特に首都圏で大きく減少している。

地方ブロック別・集落機能の維持状況別 集落数

<今回調査:令和元年度>

過疎地域	集落機能の維持状況別 集落数				計
	良好	機能低下	維持困難	無回答	
1 北海道	3,127 (83.5%)	483 (12.9%)	135 (3.6%)	1 (0.0%)	3,746 (100.0%)
2 東北圏	12,243 (87.6%)	1,501 (10.7%)	211 (1.5%)	14 (0.1%)	13,969 (100.0%)
3 首都圏	1,420 (68.9%)	579 (28.1%)	61 (3.0%)	0 (0.0%)	2,060 (100.0%)
4 北陸圏	1,750 (84.5%)	229 (11.1%)	90 (4.3%)	1 (0.0%)	2,070 (100.0%)
5 中部圏	2,424 (67.5%)	941 (26.2%)	200 (5.6%)	24 (0.7%)	3,589 (100.0%)
6 近畿圏	2,698 (75.2%)	602 (16.8%)	263 (7.3%)	26 (0.7%)	3,589 (100.0%)
7 中国圏	9,172 (74.0%)	2,711 (21.9%)	479 (3.9%)	26 (0.2%)	12,388 (100.0%)
8 四国圏	4,932 (70.8%)	1,336 (19.2%)	682 (9.8%)	20 (0.3%)	6,970 (100.0%)
9 九州圏	11,614 (80.1%)	2,388 (16.5%)	492 (3.4%)	11 (0.1%)	14,505 (100.0%)
10 沖縄県	227 (84.1%)	40 (14.8%)	3 (1.1%)	0 (0.0%)	270 (100.0%)
合計	49,607 (78.5%)	10,810 (17.1%)	2,616 (4.1%)	123 (0.2%)	63,156 (100.0%)

<前回調査:平成27年度>

過疎地域等	集落機能の維持状況別 集落数				計
	良好	機能低下	維持困難	無回答	
1 北海道	3,250 (83.8%)	438 (11.3%)	163 (4.2%)	25 (0.6%)	3,876 (100.0%)
2 東北圏	13,082 (89.5%)	1,327 (9.1%)	186 (1.3%)	23 (0.2%)	14,618 (100.0%)
3 首都圏	1,992 (82.2%)	269 (11.1%)	162 (6.7%)	0 (0.0%)	2,423 (100.0%)
4 北陸圏	1,547 (85.4%)	176 (9.7%)	89 (4.9%)	0 (0.0%)	1,812 (100.0%)
5 中部圏	2,831 (72.5%)	793 (20.3%)	237 (6.1%)	43 (1.1%)	3,904 (100.0%)
6 近畿圏	2,399 (75.7%)	524 (16.5%)	236 (7.4%)	9 (0.3%)	3,168 (100.0%)
7 中国圏	10,081 (78.8%)	2,039 (15.9%)	582 (4.5%)	92 (0.7%)	12,794 (100.0%)
8 四国圏	5,234 (72.9%)	1,272 (17.7%)	664 (9.3%)	7 (0.1%)	7,177 (100.0%)
9 九州圏	13,056 (84.9%)	1,732 (11.3%)	480 (3.1%)	117 (0.8%)	15,385 (100.0%)
10 沖縄県	249 (88.0%)	31 (11.0%)	0 (0.0%)	3 (1.1%)	283 (100.0%)
合計	53,721 (82.1%)	8,601 (13.1%)	2,799 (4.3%)	319 (0.5%)	65,440 (100.0%)

※「集落機能」…資源管理機能(水田や山林などの地域資源の維持保全に係る集落機能)、生産補完機能(農林水産業等の生産に際しての草刈り、道普請などの相互扶助機能)及び生活扶助機能(冠婚葬祭など日常生活における相互扶助機能)を指す。

※機能の維持状況は、次の区分から市町村において判断している。

「良好」:全体的にみて集落機能が良好に維持されている集落。

「機能低下」:全体的にみて集落機能が低下している集落。

「機能維持困難」:全体的にみて集落機能の維持が困難になっている集落。

「過疎地域における集落の現状把握調査(中間報告)」

サポート人材の活動状況(地方ブロック別)

- 集落支援員や地域おこし協力隊などのサポート人材が活動する集落の状況をみると、過疎地域の集落では、20.3%(12,851集落)で集落支援員が、また21.6%(13,643集落)で地域おこし協力隊等が活動している。
- 前回調査の結果と比較すると、サポート人材が活動する集落の割合が増えている。このうち、北陸圏と四国圏では集落支援員が活動する割合が大きく増えている。

地方ブロック別・サポート人材が活動する集落数

<今回調査:令和元年度>

過疎地域	サポート人材が活動する集落数				総集落数
	集落支援員	地域おこし協力隊等	その他	計 ※重複除く	
1 北海道	136 (3.6%)	409 (10.9%)	37 (1.0%)	515 (13.7%)	3,746 (100.0%)
2 東北圏	1,678 (12.0%)	1,281 (9.2%)	117 (0.8%)	2,675 (19.1%)	13,969 (100.0%)
3 首都圏	210 (10.2%)	414 (20.1%)	0 (0.0%)	602 (29.2%)	2,060 (100.0%)
4 北陸圏	606 (29.3%)	818 (39.5%)	1 (0.0%)	939 (45.4%)	2,070 (100.0%)
5 中部圏	750 (20.9%)	757 (21.1%)	7 (0.2%)	1,276 (35.6%)	3,589 (100.0%)
6 近畿圏	707 (19.7%)	489 (13.6%)	232 (6.5%)	1,154 (32.2%)	3,589 (100.0%)
7 中国圏	3,969 (32.0%)	4,893 (39.5%)	477 (3.9%)	6,230 (50.3%)	12,388 (100.0%)
8 四国圏	1,461 (21.0%)	2,039 (29.3%)	0 (0.0%)	3,355 (48.1%)	6,970 (100.0%)
9 九州圏	3,323 (22.9%)	2,525 (17.4%)	517 (3.6%)	5,128 (35.4%)	14,505 (100.0%)
10 沖縄県	11 (4.1%)	18 (6.7%)	0 (0.0%)	26 (9.6%)	270 (100.0%)
合計	12,851 (20.3%)	13,643 (21.6%)	1,388 (2.2%)	21,900 (34.7%)	63,156 (100.0%)

<前回調査:平成27年度>

過疎地域等	サポート人材が活動する集落数				総集落数
	集落支援員	地域おこし協力隊等	その他	計 ※重複除く	
1 北海道	86 (2.2%)	516 (13.3%)	37 (1.0%)	601 (15.5%)	3,876 (100.0%)
2 東北圏	882 (6.0%)	1,352 (9.2%)	358 (2.4%)	2,351 (16.1%)	14,618 (100.0%)
3 首都圏	183 (7.6%)	575 (23.7%)	76 (3.1%)	756 (31.2%)	2,423 (100.0%)
4 北陸圏	299 (16.5%)	768 (42.4%)	12 (0.7%)	1,059 (58.4%)	1,812 (100.0%)
5 中部圏	460 (11.8%)	704 (18.0%)	26 (0.7%)	1,088 (27.9%)	3,904 (100.0%)
6 近畿圏	428 (13.5%)	341 (10.8%)	111 (3.5%)	810 (25.6%)	3,168 (100.0%)
7 中国圏	3,517 (27.5%)	3,370 (26.3%)	697 (5.4%)	5,207 (40.7%)	12,794 (100.0%)
8 四国圏	732 (10.2%)	1,900 (26.5%)	198 (2.8%)	2,320 (32.3%)	7,177 (100.0%)
9 九州圏	2,926 (19.0%)	1,511 (9.8%)	234 (1.5%)	4,188 (27.2%)	15,385 (100.0%)
10 沖縄県	0 (0.0%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	3 (1.1%)	283 (100.0%)
合計	9,513 (14.5%)	11,039 (16.9%)	1,750 (2.7%)	18,383 (28.1%)	65,440 (100.0%)

※「地域おこし協力隊等」・・・地域おこし協力隊に加え、地方自治体が独自制度として4年目以降も継続して配置している場合を含む。

「その他」・・・緑のふるさと協力隊(地球緑化センター)などの国等の支援制度や地方自治体独自の制度による外部人材が活動している集落

「過疎地域における集落の現状把握調査(中間報告)」

総務省 令和元年度 第6回過疎問題懇談会(令和元年12月20日開催) 資料 より

1. 高知県梼原町の地域運営組織（集落活動センター）について



- 人口：3,516人 (H31年4月末住基)
- 高齢化率43.9%
- 面積：236.45km² (内91%が森林)
- 町中心地標高 410m

☆高知県と愛媛県の県境に位置し高知市及び松山市から車で90分の中間点の町



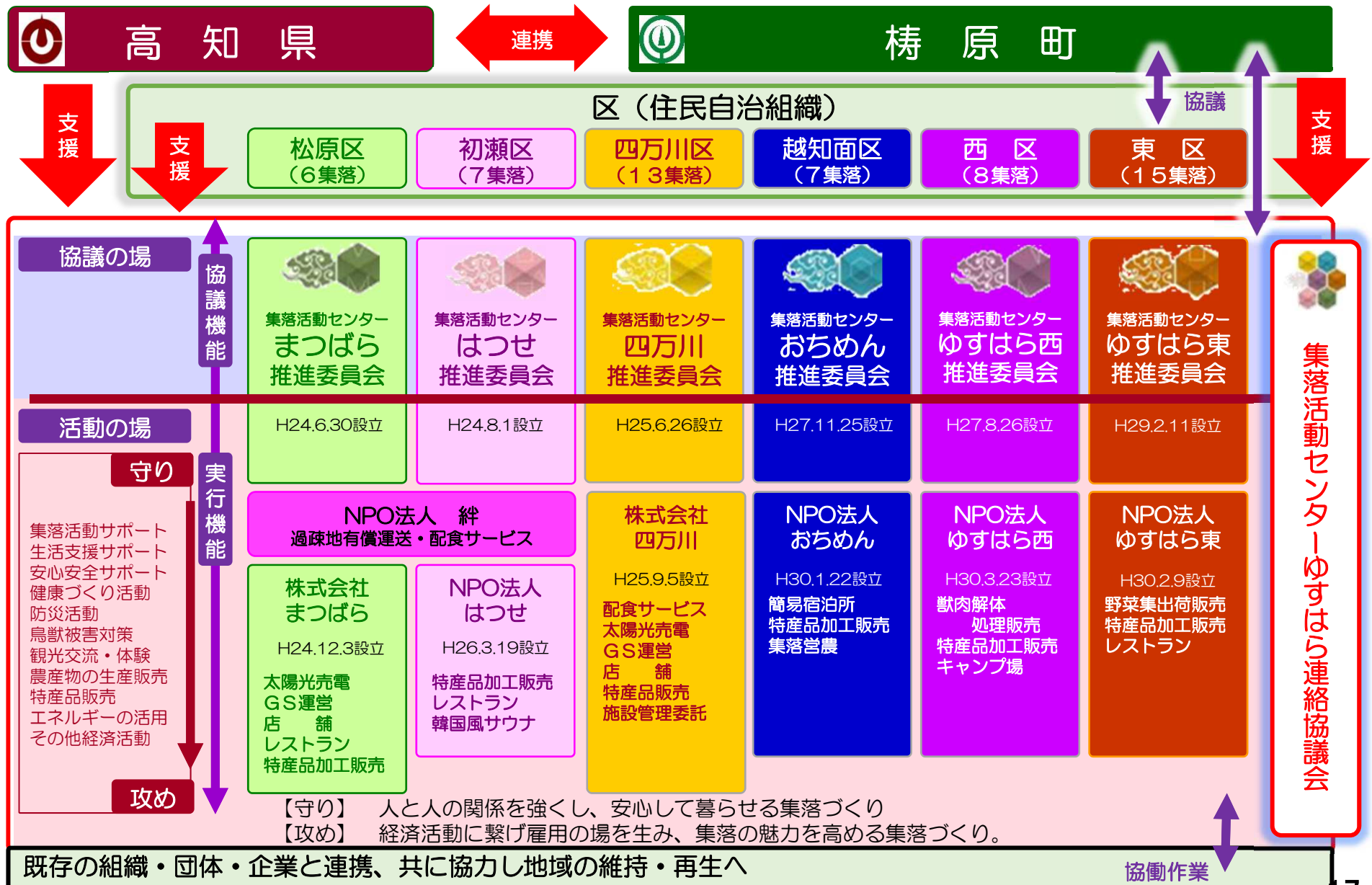
明治に合併した6つの村がそれぞれ区として住民自治組織をつくり支え合って生きている。

その6つの区が、地域で一生過ごすために、地域運営組織（高知県では、集落活動センターという。）を設立し、活発に活動している。

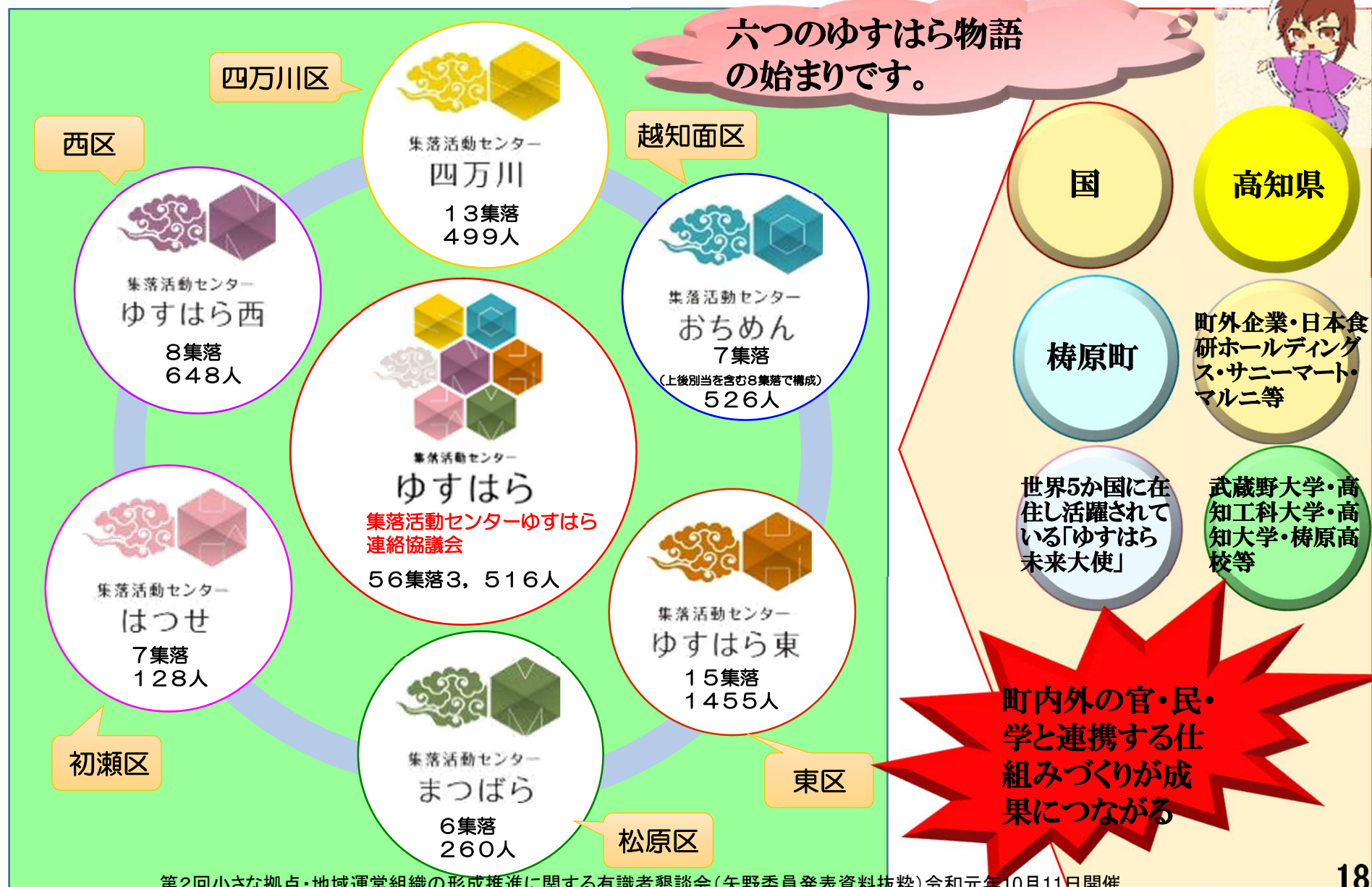
☆状況が悪いのは皆同じだ。だから、自分たちは工夫努力しよう。

☆自分たちでできることは自分たちです。

2. 本町の集落活動センター運営組織図



3. 六つの区が創生総合戦略の生きる仕組みの小さな拠点として、それぞれの物語を描き始め、六つで支え合う連絡協議会を設立



4. 「できる事から進める」を合言葉に「まつばら物語」が進む。

- 町中心地より車で40分と遠い
- ガソリンスタンドが消える
- 高齢化率65%と町内トップ

- ガソリンスタンドを経営しよう。
- 食堂、加工販売をやろう。



☆話し合いが始まり156日で株式会社「まつばら」を設立。☆法人設立7年目を迎える。
☆地域住民一口1万円出資。株主110人、出資金681万円。
☆水路を利用して小水力発電設備を整備、売電収入で水路の管理や景観を。

ガソリンスタンド経営H25年1月4日オープン



松原おすそわけ便



森林セラピーロード



食材加工販売施設(あいの里まつばら)



どぶろく新発売



あゆ・あめごの宝庫



5. 次に、「はつせ物語」が進む。

- 区で一番人口が少なく集落が消滅するかもしれない。
- 高齢者が多く移動手段がない

○韓国との交流を生かし、キムチづくりや岩盤・ゲルマニウムのサウナ、レストランをやる。



集落活動センター
はつせ

- ☆話し合いが始まり638日でNPO法人「はつせ」を設立。法人設立5年目を迎える。
- ☆企業の支援により、新商品「雲の上のキムチ」赤、黒、黄の3種類発売。
- ☆レストラン料理人に、初瀬出身のUターン者(50歳女性)雇用

チムジルバン・韓国風レストランH27年3月4日オープン



岩塩・ゲルマニウム サウナ



女性が動く



6. そして、「はつせ」・「まつばら」の二つが協働作業で
住民の**移動手段の確保**に取り組む。（効率的な事業の広域化）

①**交通手段が不十分の不安に対して「地域住民が動く」**

○松原の中心地までは、町役場よりタクシーで40分、8,000円の乗車賃が必要な地域（松原区の高齢化率65%）

○初瀬は、住家が散在しておりバス停留所まで徒歩では時間を要する。
（初瀬区高齢化率56%）

高齢者の移動手段の確保は長年の課題であった。

○町中心地より一番遠い距離にあり道路整備が遅れている松原区・初瀬区は、
区民が**過疎地有償運送（公共交通空白地有償運送）**・**NPO法人「絆」**を
2011年4月11日に設立し移動手段の確保を図っている。

又、2012年6月から食（弁当）の配達も始めた。

松原から町役場まで、片道代金1,500円、地域内代金300円・登録運転者
15名・月約100人利用

弁当は自宅まで
届けて400円です

みんなで考える



行政は8人乗り車を2台無償貸与



平成23年3月には、行政、区
長、運送事業者、移動販売
事業者、四国運輸局、商工
会で構成する「ゆすはら
ふっとわーく推進協議会」を
設置し、安心して生活できる
町づくりを進める。

7. 次に、「四万川物語」が進む。

- ガソリンスタンドが消える。
- JAの購買所が消える。
- 高齢化率53%と高い。

- ガソリンスタンドを経営しよう
- 「延命茶」を売り出そう
- 「地域住民の暮らしを守る
地域のための会社」



- ☆話し合いが始まり114日で株式会社「四万川」を設立。☆法人設立6年目を迎える。
- ☆地域住民一口1万円出資。株主175人、出資金800万円。
- ☆四万川出身Uターン者(30歳)雇用。☆延命茶の復活
- ☆配食サービス ☆葬祭場等多目的施設整備 ☆大学インターンシップ受入。

ガソリンスタンド経営、H26年4月26日オープン

女性が動く



第2回小さな拠点・地域運営組織の形成推進に関する有識者懇談会(矢野委員発表資料抜粋)令和元年10月11日開催

8. 次に、「おちめん物語」が進む。

- 小学校が廃校になり、このままではもったいない。
- 伝統文化がまもれない。

- 合宿主体の簡易宿泊所の経営しよう。
- 女性グループがパン屋とカフェ開業しよう。



- ☆話し合いが始まり608日でNPO法人「おちめん」を設立。法人設立1年目を迎える。
- ☆宿泊所(旧小学校改修)H30年5月オープン、30年度延べ1,957人合宿等
- ☆みんなで守る、おちめん営農組合H30年9月設立、本格始動。
- ☆修学旅行等の受け入れに、「炭がま整備」☆新聞配達業務受託県下初

永野いやしの里に「太陽光発電施設」整備。
・9.2KW

越知面遊友(ゆうゆう)館

カフェくわの実経営H28年6月5日オープン

卒業生の写真など歴史を残す

チームシルクが新商品(焼肉のタレ)発売
菊芋(健康に良い食品)入りの商品開発に着手。

女性が動く



9. 次に、「ゆすはら西物語」が進む。



集落活動センター
ゆすはら西

- 木がシカに襲われ枯れている。
- 田畑がイノシシに荒らされる。

○日本初・ジビエカー(移動式解体処理車)を活用し、ジビエグルメのまちづくりを目指そう

- ☆話し合いが始まり668日でNPO法人「ゆすはら西」を設立。法人設立1年目を迎える。
- ☆集落支援員を2名雇用し、町内外へ営業活動始動。シカ、イノシシ412頭受入。
- ☆有害鳥獣捕獲確認事務受託。☆キャンプ場整備に取り組む。
- ☆梶原高校生がイノシシの革製品にチャレンジし土産品完成11月より販売予定。

捕獲場所の林道にジビエカーが入る。



すぐに機械で吊り上げ解体する。



梶原高校生のジビエ商品化



ジビエグルメのまちづくりを目指す



女性が解体冷凍する。



女性が動く

ジビエ解体処理施設 H30年4月オープン



10. 次に、「ゆすはら東物語」が進む。

○急速な高齢化や担い手不足により町中心地の機能が低下している。

○福祉の館等の福祉施設の管理運営をしよう
○農産物収集・販売(もったいない)をしよう



☆話し合いが始まり547日でNPO法人「ゆすはら東」を設立。法人設立1年目を迎える。
☆集落支援員に、移住者雇用。☆大学のフィールドワーク受入。
☆事務所内に福祉作業所NPO法人栲原竹ぼうきの会の施設も入り共に支え合う。

福祉の館管理運営・高齢者喫茶H30年9月オープン

健康文化の里づくり推進員・特定健診率100%へ



町民の食生活を支える「エプロン会」

女性が動く



龍馬脱藩の道案内

小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた地域支援

中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持 住民の「生活の質」の維持・向上

2024年度までに全国で、

- ・「小さな拠点」を1,800箇所(2019年度 1,181箇所) 形成
- ・うち、地域運営組織が形成されている比率を90%(2019年度 86%)とすることを目指す。

情報支援 ~取組効果の見える化、優良事例の横展開~

- ・「小さな拠点」づくりの手引きの発行
- ・地域運営組織の法人化促進ガイドブックの発行
- ・小さな拠点情報サイトの開設・運営
- ・地方創生事例集(小さな拠点・地域運営組織版)の作成
など

人材支援 ~担い手となる人材の育成を図る~

- ・全国フォーラム、ブロック別研修会の開催
- ・都道府県と連携した全国各地での説明会(全国キャラバン)の開催
- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成
など

財政支援 ~各省予算や地方財政措置、税制措置により総合的に支援~

各省予算や地方財政措置、税制措置等により総合的に支援

【主な予算措置】(令和2度予算(案))

- ・[内閣府]地方創生推進交付金(1000億円)
特定地域づくり事業推進交付金(5億円)
- ・[総務省]過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(4億円)
- ・[国交省]「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(0.6億円)
- ・[農水省]農山漁村振興交付金(98.1億円)

【主な地方財政措置】

- ・地域運営組織の持続的な運営に必要な費用等に対する地方交付税措置
- ・集落支援員の設置に要する経費、集落点検の実施や集落のあり方についての話し合い等に要する経費に対して特別交付税を措置

【税制】

- ・平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置（所得税）

中山間地域におけるふるさと会社を応援！〔小さな拠点版エンジェル税制〕

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービスの提供を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、一定額を総所得税から控除する特例措置

【背景・目的】

人口減少や雇用状況の特に厳しい中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供を行う株式会社に対する投資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。

【制度概要】

株式会社による小さな拠点形成事業の実施

生活サービス等の提供・地域の就業機会の創出

産直市場の運営



株式会社豊かな丘（長野県豊丘村）

日用品の販売



株式会社長谷（兵庫県神河町）

高齢者の生活支援



株式会社あいポート仙田（新潟県十日町市）

ガolinスタンドの運営



株式会社大宮産業（高知県四万十市）

出資



【個人出資者】

（地域住民・地域外の支援者など）

寄附金控除の対象

「対象企業への出資額－2,000円」を
その年の総所得額から控除

暮らし続けられる地域の維持・発展

- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏（都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア）
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

※ 適用期限の2年間延長（令和4年3月31日まで）を予定

小さな拠点税制の活用事例（長野県豊丘村）

- 道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、地域住民が安心して暮らすために必要な生活サービス機能を集約・確保するとともに、「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成し、交通弱者への支援に一体的に取り組んでいる。
- 「小さな拠点」の運営については、村や住民が出資する「株式会社 豊かな丘」が行い、施設の管理運営、地域特産物の販売、地域資源を活用した商品開発、イベントや各種体験講座等の企画運営などを行っている。



地方創生拠点整備交付金の活用

(H28補正・交付決定額 89,150千円)

道の駅を核として、コミュニティスペースや生活基盤を整えるための商業施設、農家レストラン、農産物直売所、農産物加工所、行政情報コーナー等を集約した「小さな拠点」を整備。

小さな拠点税制の活用（H29年度・H30年度）

- 村の支援を受けて、地域住民が主体となり道の駅の運営会社である株式会社を設立(平成29年12月)。
- その後、道の駅を運営する株式会社への投資を後押しするため、「小さな拠点」に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用。
- 平成30年3月(203名から8,980千円の出資)、平成30年8月(44名から7,110千円の出資)の2回、税制上の優遇措置(寄付金控除)を適用。

効果

- 新たな雇用の創出（約50人を雇用）とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上
- 村内唯一のスーパーの運営とともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上
- 緑地広場やコミュニティスペースを充実させ、各種イベントの開催により、住民の交流の場を創出

特定地域づくり事業協同組合制度（案）の概要

人口急減地域の課題

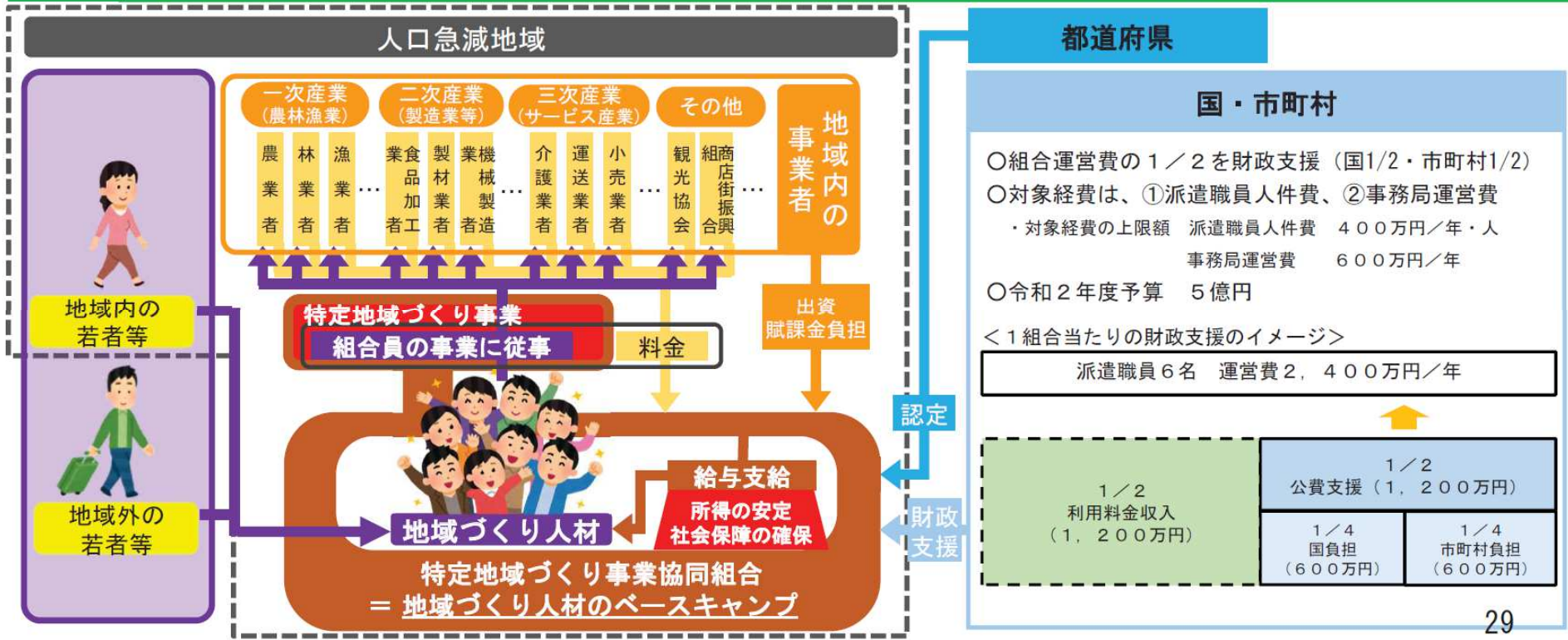
- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

制度概要

対象地域：人口急減地域（過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域）
 対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合
 対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等
 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能
 財政支援：組合運営費の1/2を国・市町村が財政支援
 根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律<令和2年6月4日施行>



地域再生法の一部を改正する法律（令和元年12月6日公布、令和2年1月5日施行）の概要

法案の趣旨

人口減少社会に対応した既存ストックの活用による「多世代共生型のまち」への転換（住宅団地の再生、空き家を活用した移住促進、公的不動産の利活用）を図ることにより、地方の魅力を向上

法案の概要

1. 地域住宅団地再生事業の創設

【第5条第4項第11号・第5章第12節】

○居住者の高齢化等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている住宅団地について、生活利便施設や就業の場等の多様な機能を導入することで、老若男女が安心して住み、働き、交流できる場として再生



高齢者施設や店舗の誘致 コミュニティバスの導入等 住宅をシェアオフィス等として活用 若者世代の入居と多世代交流の促進

住宅団地再生に係る課題への総合的・一体的な取組

○市町村が、区域を定めて、多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的・一体的な事業計画を作成することで、住宅団地再生に係る各種行政手続をワンストップ化し、スピーディーに住宅団地再生を実現

多様な建物用途の導入

- ・用途規制の緩和手続
 - ・都市計画決定・変更手続
- 【第17条の37～第17条の39】

地域交通の利便性向上

- ・コミュニティバスの導入等に必要の許認可手続
- 【第17条の43～第17条の51】

介護サービス等の充実

- ・有料老人ホームの届出、介護事業者の指定手続
- 【第17条の40～第17条の42】

まちづくりの専門的知見の活用

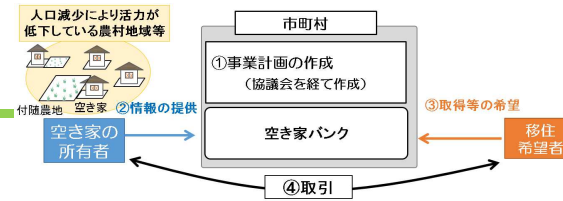
- ・UR(都市再生機構)による市町村へのノウハウ提供
- 【第17条の52】



2. 既存住宅活用農村地域等移住促進事業の創設

【第5条第4項第12号・第5章第13節】

○「農地付き空き家」等の円滑な取得を支援することで、農村地域等への移住を促進



移住者に対する空き家・農地の取得の支援

市町村が作成する移住促進のための事業計画に基づき、移住者による

- ①空き家に付随する農地の権利取得の推進【第17条の56】
(下限面積(原則50a)の引下げ手続の円滑化)
- ②市街化調整区域内で厳格に運用されている空き家の取得等
(例:農家住宅を一般移住者が取得)の許可が円滑に【第17条の55】

3. 民間資金等活用公共施設等整備事業の創設

【第5条第4項第14号・第5章第15節】

○廃校跡地等、低未利用の公的不動産の有効活用等について、民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIの導入を促進



岡山市: 出石小学校跡地整備事業

PPP/PFI導入に向けたコンサルティング

PFI推進機構が、地方公共団体の依頼に応じて、公的不動産の有効活用などPPP/PFIに関するコンサルティング業務を実施可能に【第17条の60】



大阪府: 大阪府宮城方田ノ口住宅建替事業

既存住宅活用農村地域等移住促進事業の概要

- 農村地域等では、人口減少により多くの空き家が発生。
- 市町村の計画作成を通じ、空き家と農地をセットにした「農地付き空き家」等の情報提供・取得の円滑化により地方移住を促進。

現行制度

①【農地付き空き家】取得できる農地の下限面積

- 原則50a(北海道は2ha)
- ただし、農業委員会が新規就農者の受入促進等の観点から、公示の上、引下げ可能
→個々の農地ごとに設定する場合もある

②市街化調整区域内での空き家の取得

- 農家等以外の者による空き家の取得等に関する許可は、厳格に運用されている

市町村による事業計画の作成

- 計画エリアの設定
- 空き家の情報提供等
- 空き家の付随農地の取得支援
(農業委員会の同意を得て特定区域(付随農地の取得を特に促進する区域)と基準面積の設定)

手続を
ワンストップ化

協議会(都道府県知事等)での協議

特例

一定のエリア(特定区域)について農業委員会の公示によらずに、移住者が取得可能な農地の下限面積を引下げ
(例えば1a程度に設定)

移住者による空き家の取得等が円滑に
(許可に当たって、既存集落の維持等の観点から知事が配慮)

農地付き空き家の例(兵庫県^{しそ}粟市)

- 空き家となった古民家に農地(約220㎡)が隣接
- 県外から移住した50歳代の夫婦が購入し、新規就農しつつ農家レストランを開業



地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き



1 目的

「小さな拠点」に関し、その内容や進め方について、行政担当者や集落のリーダー・地域住民、支援団体等に理解していただき、「小さな拠点」の立上げや進める際の参考やヒントにしてもらう。

2 構成

1. はじめに
2. 小さな拠点づくりのポイント
 - ・ 地域住民による活動ステップ
 - ・ 地域住民の暮らしの拠点形成
3. 小さな拠点づくりの具体事例
4. 小さな拠点づくりのQ&A
5. 小さな拠点づくり関連施策の相談窓口

内閣官房・内閣府総合サイト「みんなで育てる地域のチカラ 地方創生」→地域再生→小さな拠点関連→小さな拠点の形成
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/index.html>

具体的な取組 「小さな拠点」づくり事例集 ～取組概要と形成プロセス～

各地域が時間をかけて発展させてきた「小さな拠点」や「地域運営組織」の形成プロセスについて、より一層の理解を深められるよう、各地区の事例について、その取組概要とともに、取組を始めたきっかけや取組が発展していく過程などをいくつかのステップに分解し、一連のプロセスとして整理。



平成31年3月 発行

【掲載事例：20地区】

店っこくちない(岩手県北上市市)、ひっぼのお店 ふでいち(宮城県丸森町)、吉島地区交流センター(山形県川西町)、瀬替えの郷せんだ(新潟県十日町市)、南信州とよおかマルシェ(長野県豊丘村)、くんま水車の里(静岡県浜松市)、コミュニティきさと みんなの店(三重県松阪市)、奥永源寺溪流の里(滋賀県東近江市)、ムラの駅 たなせん(京都府南丹市)、村営ふれあいマーケット長谷店(兵庫県神河町)、川上村ふれあいセンター(奈良県川上村)、東西町コミュニティセンター(鳥取県南部町)、はたマーケット(島根県雲南市)、あば商店(岡山県津山市)、きらめき広場哲西(岡山県新見市)、川西郷の駅いつわの里(広島県三次市)、ほほえみの郷トイ(山口県山口市)、農村交流施設森の巣箱(高知県津野町)、集落活動センター(高知県梶原町)、宇佐市地域交流ステーション(大分県宇佐市)

見開き 2 ページ構成

1 ページ目：事例の概要

事例No.01 <岩手県北上市市内町>「店っこくちない」

◎日用品や食品を販売する店舗の動向によって、買い物目的とした市中心部の移動交通のニーズが高まったことから、「NPO法人くちない」を設立して自家用有償客運車を開始。その後、店舗を更迭させ、特産品の製造・販売などによって収益性を高めながら持続的に運営。

◎店舗が路線バスの停留所にもなっており、さらに店舗内に交流スペースを設置したり、農家の必要書類の作成支援を行ったりすることで、様々な地域住民の店舗に足を運ぶ機会を提供し、交流の拠点となっている。

地域状況	取組内容	特産品の製造・販売
<ul style="list-style-type: none"> 人口1,510人、450世帯 高齢化率44% (4/3) 北上市の中心から約10km離れた市の東部に位置する山あいの地区 市中心部まで距離(又はあるが、平日のみ運用で4往復) H19にNPOの発足と活動が開始し、買い物目的とした市中心部への移動交通のニーズが高まる 	<ul style="list-style-type: none"> 自家用有償客運車の営業 <ul style="list-style-type: none"> ◎登録ドライバー11人で、自家用有償客運車営業を開展。 ◎公共完備型自給型客運車(自宅〜バス停等) 利用料金：1回100円 ◎福祉型客運車(自宅〜市中心部の施設間や市役所等) 利用料金：1回800〜1,200円 日用品販売店舗「店っこくちない」の運営 <ul style="list-style-type: none"> ◎JA店舗、地域住民で日用品・食料販売店舗を運営し、農産物などの産品を揃え、生活の不便さを解消。 ◎路線バスや自家用有償客運車を通つた駅などに、地域住民が交流できるよう、NPO法人の事務所と交流スペースを確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域の特産品「しょうゆ」を用いた「じょうゆコロッケ」を製造・販売。 ◎市の「よまさ」と納税礼券に「じょうゆコロッケ」が発行され、その収益で店舗運営等の経費を賄う。

市域内コミュニティ組織

- H12から本格的に地域コミュニティ構築に着手
- 総合計画において地域住民との協議の下で「地区計画」を位置づけ
- H18から公民館を交流センターとし、「地域づくり組織」にその運営管理費委託と交付金の交付を開始(自治体地区では、54の委に設立された自治体協議会が地域づくり協議会(協議))

運営体制

北上市 → 運営支援

公民館交流センター → NPO法人くちない (発起人、設立)

JA店舗 → NPO法人くちない (協賛)

路線バス → NPO法人くちない (協賛)

各種イベントの実施 → NPO法人くちない (協賛)

主な目的の達成

- 山形県ブランド認定(林檎、トウモロコシ)
- 産地直売店事業(厚生労働省、H22)
- 公民館によるさまざまな再生事業に関する調査研究事業(経済省、H25)
- 暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究にかかわるモデル事業(経済省、H25)

2 ページ目：形成プロセス



「小さな拠点」づくり ～PR動画～

「小さな拠点」づくりを紹介する動画を作成しました。

※いずれも**90秒**と短時間にまとめておりますのでぜひ一度ご覧ください。



「小さな拠点」づくり ～拠点交流編～

生活サービス機能が集約された
「拠点」づくりのメリットについて、
・きらめき広場哲西（岡山県新見市）
・あいの里まつばら（高知県梶原町）
を紹介。



<https://youtu.be/fPFcny-sln0>



「小さな拠点」づくり ～地域運営組織編～

住民自らが生活サービスを支える
「地域運営組織」の取組について、
・さとのみせ（高知県土佐町）
・躍動と安らぎの里づくり鍋山、
（株）コミケア（島根県雲南市）
を紹介。



<https://youtu.be/vFQXKSs8Gts>

有識者会議の最終報告を受け、地域運営組織の設立・運営において市町村及び取組地域が現場で活躍できるよう、法人制度や組織運営のノウハウ等に係る現行法制度の整理や優良事例の情報などを収集・整理した「地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～」を作成。

※小さな拠点情報サイト (http://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html#houjinguide) にて公開

主なコンテンツ

① よくあるつまずきポイント

- 地域運営組織を設立しようとしている地域住民や地方公共団体の職員が、設立の過程において直面しがちな「つまずきポイント」を整理し、その解決方法を事例とともに紹介。

(例)

- 地域運営組織を設ける範囲はどうしようか？
- 議論の場への参加状況が芳しくない（若い人や女性が参加してくれない）
- 誰にリーダーになってもらおうか？
- 誰に支援を求めたらよいのか？ 等

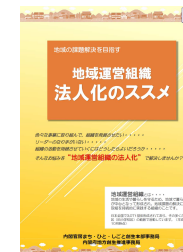
③ 自治体による支援の例

- 都道府県や市町村が、補助金の交付によって、地域運営組織の設立や法人格の取得を支援している例を紹介。

② 法人化の検討の進め方

- 法人格を取得するメリットや、法人化の検討プロセスについて解説。各法人格の特徴や、法人格を取得して地域課題の解決に取り組んでいる地域運営組織の事例を紹介。

- 認可地縁団体
- NPO法人
- 認定NPO法人（条例指定制度含む）
- 一般社団法人
- 株式会社
- 合同会社



概要版リーフレットも作成

④ 各種手続きの整理

- 各法人格の手続例を紹介。また、法人化に伴い発生する会計、税務、労務、雇用等に関する運営上の諸手続を整理。

さらに、事例の追加や深掘り等により、より充実したガイドブックとなるよう、内容を改訂

小さな拠点情報サイトについて（平成29年5月開設）



URL http://www.cao.go.jp/regional_management/

小さな拠点

検索

サイトに関するお問い合わせや、掲載コンテンツに関するご要望は、
内閣府地方創生推進事務局まで

概要

- 小さな拠点・地域運営組織形成のための各種支援制度の閲覧機能
- 小さな拠点・地域運営組織の取組に関連する優良事例の閲覧機能
- 地域運営組織の法人化に関する情報の閲覧機能
- FAQや関連サイトへのリンク集など関連情報の閲覧機能

上記機能をもったサイトを内閣府ホームページ内に構築し、小さな拠点・地域運営組織の形成に関する情報を広く発信。

中山間地域等における持続可能な地域づくりの中心となる地域住民やそれらを支援する地方公共団体が実際に地域で活動する際に参考となる情報を掲載。

コンテンツ

1. 小さな拠点・地域運営組織の形成について

小さな拠点や地域運営組織を形成するためのポイントを紹介

2. 国の取組

全国キャラバンや地方創生推進交付金といった内閣府の取組を中心に、関係省庁の支援について紹介

3. 地域運営組織の法人化

地域運営組織を法人化するにあたってのポイントを紹介

4. 事例集・手引集

全国各地の小さな拠点・地域運営組織の事例や、関係省庁が公表している手引集を紹介

5. FAQ、リンク

小さな拠点・地域運営組織に関するFAQ、関係省庁のリンク集

地方創生カレッジによる小さな拠点人材の育成

- 地方創生カレッジにおいて、小さな拠点・地域運営組織に関する7講座を提供し、各地域で小さな拠点・地域運営組織の形成に取り組む人材の育成を図る。

(いずれも専門編・地域コミュニティーリーダー分野)

小さな拠点・地域運営組織に関する提供講座（一例）

- ✓ **「小さな拠点とコミュニティ」** 講師：藤山 浩氏（島根県中山間地域研究センター研究統括監）
「小さな拠点」について、その必要性と現状、コミュニティ全体のあり方を考える中で具体的な形成・運営手法、今後の進化について学習。
- ✓ **「地域コミュニティの再生・構築」** 講師：玉村 雅敏氏（慶應義塾大学総合政策学部教授）
動画によるケーススタディを活用しながら、「地域コミュニティの再生・構築」にあたって重視すべき発想や、必要となる知見等について学習。
- ✓ **「『やねだん』の行政に頼らないむらづくり」** 講師：椎川 忍氏（一般財団法人地域活性化センター理事長）、豊重 哲郎氏（柳谷自治公民館館長）
経済循環の創造や自主財源の確保による自主的・主体的な地域づくり、後継者となる人材や全国的なネットワークの構築ができる人材の育成について学習

地方創生カレッジの概要

地方公共団体の職員、民間企業の社員、学生等、地方創生に関心のある人であれば、誰でも受講可

※ 入学金は無料。受講料は現時点では無料

（方向性）

- ① 国が主導し、広く養成機関等の参加を得て、地方創生人材育成に向けた連携の場（プラットフォーム）を形成
- ② 地方創生カレッジを創設し、地方創生に真に必要な実践的なカリキュラムを整備するとともに、eラーニングにより幅広く提供

（基本的な考え）

- ・ 地方創生の深化に向けて、立場や機能に応じた実践的な内容を提供
- ・ 受講者の担うべき役割・経験、直面したフェーズなどに応じた選択受講が可能
- ・ eラーニングを中心に対面・実地での講義・交流機会の提供や各教育機関との連携にも対応

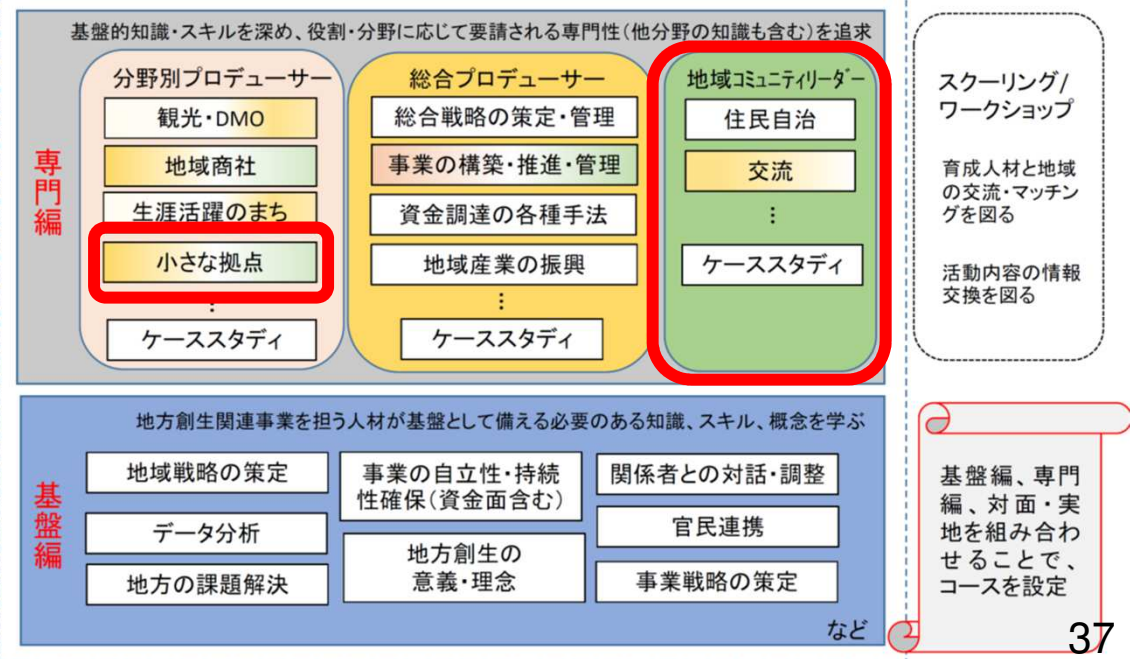
URL <https://chihousei-college.jp/>

受講資格なし

無料*

【eラーニング分野】

【対面・実地】



「小さな拠点」づくり ブロック別研修会

平成30年度は、全国6ブロックで、中間支援者等を講師に招き研修会を開催
開催地：旭川市（北海道）、盛岡市（東北・関東）、富山市（北陸・中部）
高知市（中国・四国）、神戸市（近畿）、鹿児島市（九州・沖縄）



「小さな拠点」づくり 全国フォーラム

平成31年1月29日、AP浜松町において全国フォーラム「地方創生・小さな拠点学校」を開催。

フォーラムでは、約230名の方が来場し、「小さな拠点」形成に向けた先進的な取組の紹介や「小さな拠点」形成のポイントや課題などに関して議論。



【主催】内閣府まち・ひと・しごと創生本部事務局／内閣府地方創生推進事務局
【共催】総務省／農林水産省／国土交通省 【後援】全国市長会／全国町村会

平成30年度「小さな拠点」づくり 全国フォーラム 地方創生・小さな拠点学校

人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった「地域運営組織」や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク構築等による「小さな拠点」の形成が全国各地で進められています。

このたび、「小さな拠点」及び「地域運営組織」の取組のさらなる深化に向けて、全国の関係者(自治体職員、中間支援組織、地域住民・リーダー等)の理解促進、情報交流、学び合いを目的に、昨年度と同様に全国フォーラム『平成30年度「小さな拠点」づくり 全国フォーラム 地方創生・小さな拠点学校』を開催いたします。

関係者のみなさまのご参加をお待ちしております。

■ 全国フォーラム 開催概要

対 象：地方公共団体、中間支援組織、大学関係者、NPO、地域住民等、小さな拠点及び地域運営組織の形成や運営についてご関心のある方であれば、どなたでも参加可能です

開 催 地：AP 浜松町 地下1階

開催時間：平成31年1月29日(火) 13:00～17:00(受付12:30～)

定 員：300名程度(先着順)

参加費：無料

参加
無料

■ プログラム

時間	内 容
13:00～14:20	◆第一部 全体セッション 主催者挨拶 基調講演「生きる仕組みづくりに挑戦する六つの集落活動センター～考え方を伝えよう～」 前高知県橋原町長 矢野 富夫 氏 セッショントーク「つますきポイント」と解決の工夫 ファシリテーター：明治大学 小田切 先生
14:20～14:35	休憩(移動)
14:35～16:15	◆第二部 分科会 ※分科会は各部屋に分かれておこないます(詳細は裏面参照)
16:15～16:25	休憩(移動)
16:25～17:00	◆第三部 総括セッション 分科会からの発表、まとめ

※プログラムは変更となる可能性がありますことをご了承ください。

「小さな拠点」づくり 全国フォーラム（連携推進）

平成31年3月16日、大手町サンケイプラザにおいて全国フォーラム「地方創生・小さな拠点学校～文化祭～」を開催。

郵便局、JA、福祉、公民館など地域で活動する多様な組織による発表や参加者間の交流、ブース展示などを実施。



平成30年度「小さな拠点」づくり連携推進フォーラム

地方創生・小さな拠点学校 ～文化祭～

2019年3月16日(土)

13:00～17:00 (受付12:30～)

@大手町サンケイプラザ



主催：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

基調講演・コーディネーター：

島根大学 作野 広和 教授

発表団体：

日本郵便(株)、全国農業協同組合中央会(JA全中)、
(公財)さわやか福祉財団、全国公民館振興市町村連盟、
おきたまネットワークセンター【中間支援組織】、
小規模多機能自治推進ネットワーク会議【地方公共団体】、
躍動と安らぎの里づくり鍋山【地域運営組織】

ブース出展団体：

一般財団法人 地域活性化センター、一般財団法人
地域総合整備財団(ふるさと財団)、日本財団CANPAN、
日本政策金融公庫、わたしのマチオモイ帖制作委員会、
特別区長会、内閣府地方分権改革推進室

「小さな拠点」づくり ブロック別会議

令和元年度は、全国5ブロックで、それぞれテーマを定めて実施

2月4日(火) 小さな拠点 × **福祉@広島** (申込締切: 1月30日(木))

- ・広島県庄原市高齢者福祉課 上田正之 氏
- ・口和自治振興区事務局長 山田耕司 氏
- ・高自治振興区地域マネージャー 米谷恵子 氏
- ・県立広島大学人間福祉学科 田中聡子 教授 他

2月7日(金) 小さな拠点 × **地域交通@仙台** (申込締切: 2月4日(火))

- ・(一社)カーシェアリング協会 代表理事 吉澤武彦 氏
- ・宮城県南三陸町入谷地区林際カーシェア会 事務局長 菅原辰雄 氏 他

2月17日(月) 小さな拠点 × **郵便局@福井** (申込締切: 2月12日(水))

- ・福井県永平寺町総合政策課
- ・永平寺山王郵便局 局長 鈴木清永 氏
- ・福井県立大学地域経済研究所 江川誠一 教授 他

2月21日(金) 小さな拠点 × **生活協同組合@札幌** (申込締切: 2月18日(火))

- ・生活協同組合コープさっぽろ 地域政策室推進マネージャー 麻田亮一 氏
- ・北海道北竜町企画振興課 課長 南波肇 氏 他

2月26日(水) 小さな拠点 × **JA@大分** (申込締切: 2月20日(木))

- ・JA全農おおいた営農対策課 課長 花木正夫 氏
- ・なごみ茶屋 代表 工藤和代 氏
- ・大分大学経済学部 山浦陽一 准教授 他

※各会場ともに申込先着順で定員(100名)に達し次第申込締切とさせていただきます。

参加申込
受付中

申込サイト



<http://bit.ly/34fzEPy>

2020年3月16日(月)・17日(火) 全国フォーラム@東京 開催予定

「小さな拠点」づくり 全国フォーラム

日時 2020年3月16日(月) 13:00~17:30
3月17日(火) 9:30~12:30

会場 TKPガーデンシティ渋谷

プログラム

【1日目】

・基調講演

前高知県梶原町長 矢野富夫先生

(一社) 筆甫地区振興連絡協議会 (宮城県丸森町) 吉澤武志先生

・分科会

明治大学 小田切徳美先生

島根大学 作野広和先生

(特非) 都岐沙羅パートナーズセンター 斎藤主税先生

(一財) 明石コミュニティ創造協会 柏木登起先生

(一社) 筆甫地区振興連絡協議会 (宮城県丸森町) 吉澤武志先生

【2日目】

・基調講演

島根大学 作野広和先生

わたしのマチオモイ帖制作委員会 山本あつし先生

・

日本郵便(株)

(公財) さわやか福祉財団

日本生活協同組合連合会 他

全国農業協同組合中央会 (JA全中)

(一社) 日本カーシェアリング協会

参加申込受付中

申込サイト



<http://bit.ly/2troz2q>

申込締切 3月12日(木)

※申込先着順で定員(300名)に達し次第申込締切とさせていただきます。

参加
無料

都道府県個別説明会（全国キャラバン）

都道府県ごとに説明会や意見交換会を実施し、小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた施策の普及啓発を図るとともに、地方の課題・提案について聴取し、全体の取組のブラッシュアップを図る。

現地調査

各地の小さな拠点や地域運営組織の取組について、現地で調査



市町村担当者への説明会

内閣府・内閣官房の施策や、関係省庁の支援策、全国の取組事例について説明



県・市町村との意見交換会

都道府県や市町村担当者と、取組内容や地域の抱える課題について意見交換



開催状況

【平成28年度】

- ✓ 福岡県
- ✓ 徳島県
- ✓ 秋田県
- ✓ 香川県
- ✓ 大分県
- ✓ 京都府

【平成29年度】

- ✓ 4月14日 福井県
- ✓ 9月11日 熊本県
- ✓ 9月25日 青森県

【平成30年度】

- ✓ 8月17日 岡山県
- ✓ 12月18日 熊本県

令和2年度開催受付中

お問い合わせは、内閣府地方創生推進事務局まで

地域づくり部署と福祉部署の連携の推進

- 市町村が行う生活支援体制整備事業は、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的としているが、地方創生関連事業等で施策の方向性が類似する場合があります。限られた人材・事業費の中で地域の課題を解決し、高齢者の生活支援ニーズの充足を推進するためには、多様な主体・各種施策と積極的な連携・協働を図る必要がある。
- このため、各種施策との連携のポイントをまとめたガイドブックを作成し、市町村へ周知している。



出典) 平成29年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「地域づくりにおける生活支援体制整備事業と地域づくりに関する各種事業との連携に関する調査研究事業」(平成30年3月 Community Life Support Center)

主な内容

- 連携の目的・意義
- 連携の事例
- 連携推進の課題
- 連携をすすめる7つのポイント
- 連携のための仕掛け

(マニュアルP.17)

- 基礎自治体における傾向
 - 福祉部門のみで考えがちな組織風土
 - … 国の法令等に基づく“事務”という受動的体質の傾向
 - 基礎自治体の主体性の欠如
 - 情報共有、ともに考える場の不足
 - 庁内連携体制の欠如
 - 柔軟性が低く、連携しにくい制度にしがち
 - … 制度そのものが、逆に連携の阻害要因となっていないか
- 住民活動における傾向
 - 基礎自治体の進め方により、地域内連携が左右されがち

(マニュアルP.24～26)

- 分野横断的に学び合える機会の創出
- 地域における様々な協議の場(まちづくり協議会、地域振興協議会等)への参加
- 地域にある相談支援機関(地域包括支援センター等)との交流を通じた連携構築 等

(マニュアルP.21)

- 1 全庁的な体制づくり
- 2 地域のもつ横断性を損なわない
- 3 福祉部局内での連携強化
- 4 制度は細かく規定しすぎない
- 5 地域に出る 住民の声を聞く
- 6 関係主体間における目的、方針、成果の共有
- 7 検証と改善を繰り返し、共有していくこと

介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の推進のポイントをマンガなどによりわかりやすく解説。

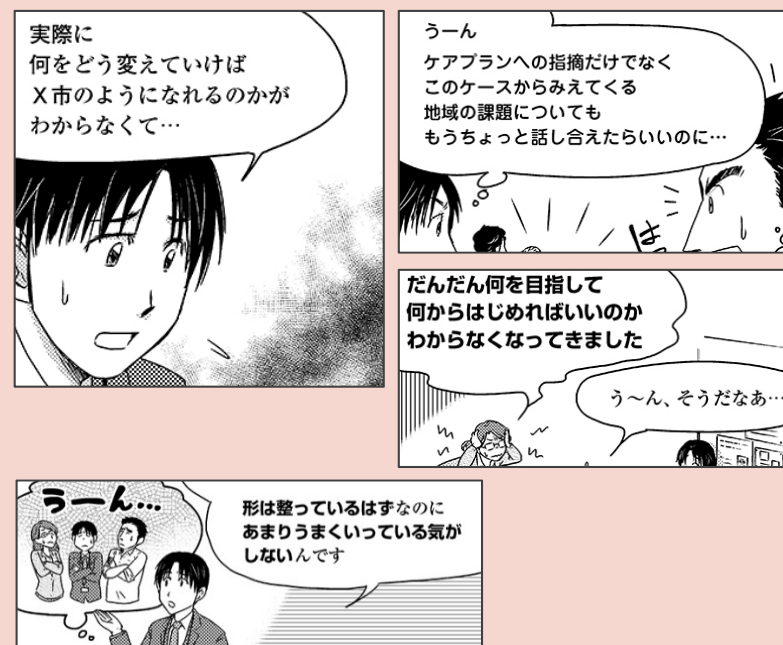
【参考】介護予防・日常生活支援総合事業 生活支援体制整備事業 これからの推進に向けて ～伴走型支援から見てきた事業推進の方策～（抜粋）

出典：平成30年度老人保健事業推進費等補助金「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の効果的な推進方法に関する研究事業」(株式会社NTTデータ経営研究所)

当初と実践後の保険者の状況（Before⇒After）

A市では、整備事業を社会福祉協議会に委託し、小林さんや委託先SCたちがそれぞれ事業を進めていたものの、目指すべきものがわからなく行き詰まりを感じていました。しかし、X市の米田さんからの“問い”をもとに、わがまちについて改めて考えて実践することで関係者が同じ方向を向き、SCは“専門職と地域の橋渡し役”として役割を見出し、住民主体の地域づくりが回りはじめました。

当初の保険者の状況（Before）



実践後の保険者の状況（After）



<https://www.nttdata-strategy.com/roken/index.html>

これからの地域づくり戦略について

※厚生労働省ホームページより(抜粋)

高齢化が進み、人手不足の時代が続く中、本人の力や住民相互の力を引き出して介護予防や日常生活支援を進めていくこと、ひいては地域づくりを進めることはとても重要です。

地域づくりの現状は自治体により大きな違いがあるなかで、どうすれば地域づくりを進めていけるのか、実際に地域づくりに取り組む自治体の皆さまのご意見を伺い、「これからの地域づくり戦略」としてとりまとめました。

今後、地域づくりのために何ができるか、一緒に議論するためのコミュニケーションツールとして活用していきたいと考えています。

地域づくりの取組のヒントとしてご自由にご活用ください。



※ この冊子の最新版は下記URL（厚生労働省ホームページ）から閲覧・ダウンロードできます。

（皆さまと議論を進めるなかで、何度も版を改めています。）

■ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html>



日本カーシェアリング協会とは…？

スタッフは19名(パート12名)、
車両は**231台**！



寄付車で作るやさしい未来

(寄付で集めた車を使って**持続可能な共助の社会**を作る)

カーシェアで
楽しみながら支え合う
地域をつくる

『コミュニティ・カーシェアリング』



災害の時、車で
困らない地域をつくる

『モビリティ・レジリエンス』



車を貸すことで
人と地域を元気に

『ソーシャル・カーサポート』



小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地方創生推進交付金 【2予算(案) 1,000億円】	内閣府	地方版総合戦略に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する。
地方創生拠点整備交付金 【1補正予算(案) 600億円】	内閣府	未来に向かってチャレンジする地方の拠点を整備するという喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。
地方財政措置	総務省	高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方交付税措置により支援。令和元年度から、収益事業の起業等に係る費用に対して特別交付税措置を講じる。
過疎対策事業債	総務省	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 【2予算(案) 4億円】	総務省	基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、「暮らしを支える多様な主体の連携による生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援する。
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 【2予算(案) 0.6億円】	国土交通省	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。
農山漁村振興交付金 【2予算(案) 98.1億円】	農林水産省	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援する。

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地域活性化伝道師	内閣府	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。
地域おこし協力隊	総務省	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間(概ね1年以上3年以下)、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。
集落支援員	総務省	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。
外部専門家招へい事業	総務省	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。
全国地域づくり人財塾	総務省	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。
生活支援コーディネーター	厚生労働省	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。
地域再生マネージャー事業	(一財)地域総合整備財団	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。

小さな拠点・地域運営組織に関する手引き等

情報提供	担当	概要
<p>住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き～ (平成28年3月)</p> <p>行政職員による小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた研修の進め方の手引き (平成29年10月)</p> <p>地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～ (平成29年12月初版発行、平成30年6月改訂)</p> <p>地方創生 小さな拠点税制活用本 (平成30年6月)</p>	内閣官房 内閣府	<p>地域の困りごととその対応について、具体的な事例を数多く紹介した「小さな拠点」づくりの手引き。 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/chiisanakyoten-tebiki.pdf</p> <p>行政職員が中心となって地域住民に小さな拠点や地域運営組織の普及啓発を図る際に必要となる姿勢やテクニックの手引き。 http://www.cao.go.jp/regional_management/doc/common/kensyu_susumekata_all.pdf</p> <p>「地域運営組織の法人化」の観点から、各府省で制度化されている法人制度(認可地縁団体やNPO法人、一般社団法人等)について、それぞれの法人制度が持つ特徴、法人格の取得の進め方や事例を整理。 http://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html#houjinguide</p> <p>「小さな拠点税制」について、制度の概要、関係するマニュアルやQ&A集などを整理。 http://www.cao.go.jp/regional_management/doc/effort/support/katsuyobon.pdf</p>
<p>地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業 研修用テキスト (平成29年3月)</p> <p>集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル (平成28年3月)</p>	総務省	<p>課題の解決のヒントとなるような先進的な取組や、研究会における議論を踏まえた解決方策について取りまとめた研修テキスト。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000475597.pdf</p> <p>住民や市町村が地域運営組織を立ち上げる際の参考資料。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000403262.pdf</p>
<p>「小さな拠点」づくりガイドブック (平成25年3月)</p> <p>実践編「小さな拠点」づくりガイドブック (平成27年3月)</p>	国土交通省	<p>「小さな拠点」の考え方や具体的な取組手法、先進事例などをまとめたガイドブック(実践編:モニター調査により得られたノウハウなどをとりまとめた、より実践的な内容のガイドブック)。 http://www.mlit.go.jp/common/000992103.pdf http://www.mlit.go.jp/common/001086331.pdf</p>
<p>活力ある農山漁村づくり検討会報告書 (平成27年3月)</p>	農林水産省	<p>地域で魅力ある農山漁村づくりに取り組もうとする方々に対し、実践活動を行う際の参考となる取組のポイントや事例等を紹介。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/nouson/bi21/pdf/nousan_gyoson_sasshi.pdf</p>